

## 公の施設の広域利用促進スタンプラリーにご参加ください！

いばらき県央地域連携中枢都市圏（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村。以下「県央地域」）の連携事業として、**公の施設（体育施設、図書館、レクリエーション施設、会館・ホール、展示・見学施設など）**を広く利用していただくため、スタンプラリーを実施します。スタンプラリーに参加し、応募をいただいた方の中から、抽選ですてきな賞品が当たります。

県央地域にお住まいの皆様においては、各市町村の施設を同じ条件で利用することができますので、この機会に他市町村の施設も含め、ぜひご利用ください。

- ▶ **対象** 県央地域にお住まいの方
- ▶ **期間** 令和5年7月1日(土)～令和6年1月31日(水)
- ▶ **応募方法** 応募用紙に、異なる4つの市町村のスタンプを押印し、施設に提出するか、下記事務局へ持参または郵送してください。応募は、1人1回までです。

応募締切  
令和6年2月5日(月)必着

- ・ 応募用紙は、事務局または各施設に設置している広域利用施設ガイド、町ホームページ及び県央地域ガイドホームページ(<http://www.mito-kouiki.com/>)に掲載しています。
- ・ スタンプの設置施設は、広域利用施設ガイドに掲載しています。スタンプ押印の条件および施設の 利用方法・料金等については、各施設にお尋ねください。
- ・ 施設によっては、応募用紙の提出をお受けできない場合があります。詳細は、各施設にお尋ねください。



詳細は二次元バーコードからご確認ください。

- ▶ **賞品** 抽選で9名様に、県央地域9市町村の特産品のいずれか1つが当たります。

【事務局・問合せ先】 地域政策課 ☎029-215-8003（直通）  
〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080

## 水道課からのお知らせ

### ■井戸水を利用している皆様へ

ご家庭の井戸水は安全ですか。県が実施した井戸水の水質検査では、調査対象の約40%が一般細菌等により飲み水に適していないとの結果が出ています。個人で使用される井戸水は、自己責任で管理・飲用することになっています。井戸水を使用されている方は、年に1回の水質検査を受けましょう。

### ■水道加入金の特別措置について

水道課では現在、新たに水道に加入される個人の方向けに「水道加入金の特別措置」を実施中です。上水道への加入をされていない方は、ぜひこの特別措置（減免制度）をご利用いただき、安心・安全な水道水への転換をお勧めします。

#### 減免対象者 ※下記の要件を全て満たしている方

- 新規に水道加入申込みをする方（共同住宅、貸家及び未契約の建売住宅等は除く）。
- メーター口径が25mm以下であること。
- 一般家庭用としての利用を目的としていること。
- この加入金の減免を受けたことがない方。
- 茨城県水道普及促進支援事業が終了する日までに新規申込みをされた方。

減免額		(税抜き)	
メーター口径	加入金の減免の額	減免後の加入金の額	
13mm	30,000円	60,000円	
20mm	30,000円	170,000円	
25mm	30,000円	270,000円	

**申請方法** 水道加入金の減免を希望する方は、「水道加入金特別措置に関する減免申請書」に必要事項を記入し、茨城町指定給水装置工事事業者を通して、水道課へ提出してください。

減免申請書は水道課窓口にあります。また、町ホームページからダウンロードが可能です。

【問合せ先】水道課 ☎029-292-0235（直通）

令和5年度

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

### ▶支給対象者

#### 【ひとり親世帯分】

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方または令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

#### 【ひとり親世帯以外】（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- (1) 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給した方
- (2) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給している方は20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

▶ **支給額** 児童一人当たり一律5万円

### ▶申請について

【ひとり親世帯分】①に当てはまる方 【ひとり親世帯以外】(1)に当てはまる方	申請不要・支給済です。
【ひとり親世帯分】②、③に当てはまる方 【ひとり親世帯以外】(2)に当てはまる方 申請期限：令和6年2月29日(木)必着	<b>申請が必要です。</b> 詳細はこども課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

### ▶給付金の支給日について

受理した書類を確認後、順次審査を行い、支給を決定します。振込までは1か月程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。あらかじめご了承ください。

【問合せ先】こども課 ☎029-240-7144(直通)

## 消費生活センター

## 子どものネットトラブル

オンラインゲームやネット通販など、子どものインターネット利用に関連するトラブルが多く起きています。

**事例** クレジットカードの高額請求！ 子どもが親のクレジットカードを無断で持ち出し、オンラインゲームのアイテムを手に入れるために課金をしていた。

スマホやゲーム機等でのオンラインゲームで、アイテムやキャラクター等を手に入れようとしていたり、ライブ配信サービスで「投げ銭\*1」をしたりして、子どもが保護者の知らないうちに課金してしまうケースが目立ちます。



### ⚠️トラブルにあわないために

1. 家族でネット利用に当たってのルールを話し合しましょう。
2. 子どもに、「クレジットカードを使うことは、お金を支払うのと同じこと」であることを伝えましょう。クレジットカード情報の登録状況や、利用限度額、キャリア決済の設定情報を確認するとともに、暗証番号の管理を徹底しましょう。
3. 子どもがネット上のサービスを利用する前に、保護者が一緒に契約内容をしっかり確認しましょう。
4. 通信回線や端末に設けられているペアレントコントロール\*2等の機能を活用し、必要な範囲で子どもの利用に制限をかけることが有効です。

\*1 制作者や配信者に対して金銭などを寄付できるサービスや機能

\*2 好ましくない内容のウェブサイトやコンテンツに対して利用や閲覧の制限を設ける機能

**困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。**

【相談・問合せ先】茨城町消費生活センター ☎029-291-1690（直通）  
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）  
消費者ホットライン ☎188（局番なし）